

下松市移住就業支援金



下松市に移住した新規農業者及び漁業者を応援するため、
移住就業支援金30万円、定住支援金20万円を交付します！

申請時期	移住就業支援金：転入又は就業後6か月以内 定住支援金：転入後1年が経過した日から3か月以内 ※予算額に達し次第終了します。
対象者	下松市に移住（転入）し、下記①または②に該当する者。 ①市内に農地を自己保有若しくは利用権設定により借受けた市内の農地で農業を開始する者。 ②山口県漁業協同組合下松支店に加入（正組合員）し漁業を開始する者。 ※詳細は裏面に記載
支援内容	移住就業支援金：30万円 定住支援金：20万円

申請方法

【提出先】〒744-8585 下松市大手町3-3-3 下松市農林水産課宛
【提出方法】**郵送又は持参により**提出をお願いします。
※申請は、1人につき1回限りです。

申請書類の入手方法

- ① 下松市役所のホームページからダウンロード
- ② 下松市農林水産課（4階④番又は⑤番）の窓口にて入手
※上記方法での入手が困難な方はお問合せください。

【お問合せ先】

下松市農林水産課 TEL：0833-45-1744（農業振興係）
：0833-45-1885（林業水産振興係）
受付時間 8時30分～17時15分 ※土日祝日を除く

下松市 移住就業支援金

検索

対象者要件

申請時点において、以下の要件すべてに該当する人が対象となります。

1. 移住等の要件

- (1) 令和7年4月1日以後に下松市に転入した人で、転入の日から5年以上継続して下松市に居住する意思を有すること（転入する直前の5年間、市外の住所に居住していたこと）。
- (2) 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員や反社会的勢力と関係を有する人がいないこと。
- (3) 日本人又は在留資格を有するなど一定の要件を満たす外国人であること。
- (4) 世帯の構成員に市税の滞納をしている人がいないこと。
- (5) 下松市移住支援金の交付対象者でないこと。

2. 就業に関する要件

- (1) 令和7年4月1日以後の就業で、転入後1年以内に就業し、又は就業後1年以内に転入すること。
※その他、要件の詳細についてはお問い合わせください。

3. 定住に関する要件

- (1) 下松市で就業した人が転入の日から起算して1年間経過後も引き続き下松市に居住し、農業又は漁業を継続していること。

必要書類

1. 移住就業支援金

- ① 移住就業支援金交付申請書兼請求書
- ② 転入後の住民票の写し
- ③ 転入前5年以上の居住地が確認できる住民票の除票等書類の写し
- ④ 新規に就業したことが分かる書類の写し（耕作証明書、漁業協同組合の組合員証など）
- ⑤ 市税完納証明書

※②⑤については、申請書に同意した場合は不要

2. 定住支援金

- ① 定住支援金交付申請書兼請求書
- ② 転入後1年間定住したことが分かる書類（住民票の写し）
- ③ 継続して事業を行っていることが確認できる書類の写し（確定申告の書類など）
- ④ 市税完納証明書

※②④については、申請書に同意した場合は不要

※その他、必要に応じ追加書類の提出をお願いする場合があります。